

電気通信大学ナノトライボロジー研究センター規程

制定 平成29年2月22日規程第100号
最終改正 令和5年1月11日規程第86号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第19条第3項の規定に基づき、電気通信大学ナノトライボロジー研究センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、本学の強みである光学と低温物理学を駆使して、摩擦により失われるエネルギーと波及損失を軽減するため、摩擦をナノレベルから低くする材料の開発と摩擦をナノレベルから制御する方法の提案を行い、これらに基づく高効率の革新的エネルギー変換システムの開発を目的とする。

(職員)

第3条 センターに、センター長を置く。

- 2 本学の専任の教授、准教授、講師及び助教のうち、第2条に規定する目的を達成するため必要なものを兼務教員として置く。
- 3 センターに、特任教員又は客員教員を置くことができる。
- 4 前3項に掲げる者のほか、センターの教育研究に必要な職員を置くことができる。

(センター長)

第4条 センター長は、本学の教授のうちから学長が指名する。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第5条 学長が必要と認めるときは、副センター長を置き、本学の職員のうちから学長が指名することができる。

- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、副センター長の任期の末日は、センター長の任期の末日以前でなければならない。

(運営委員会)

第6条 センターに、センターの円滑な運営を図るため、ナノトライボロジー研究センター運営委員会（以下「委員会」という）を置く。

- 2 委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年3月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に任命されるセンター長の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則 （令和5年1月11日規程第86号）

- 1 この規程は、令和5年1月11日から施行する。
- 2 電気通信大学ナノトライボロジー研究センター長選考規程は、廃止する。